

平成18年度の指名競争入札における
市内土木工事業者の格付基準

平成18年6月8日 資格審査委員会決定

平成18年6月9日 施行

◎資格審査基準及び条件

生駒市の指名競争入札における市内土木工事業者の格付について、次の基準に基づき「生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会（以下、『資格審査委員会』という）」において決定した。

1. 下記各等級の判定基準に掲げる①、③及び④は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」に添付される経営事項審査結果通知書によって行う。
2. 下記各等級の判定基準に掲げる①『総評定ポイント』は、経営事項審査結果通知書の土木一式の総合評定に、次に掲げる評価点を加算した点数とする。
 - ・ 生駒市と災害時の協力要請に基づく応急復旧等に関して協定を締結している業者につき100点

【各等級の判定基準】

各級の判定基準全てを満たした者を当該等級に格付けするものとする。

- | | | |
|---|---|---|
| A | 級 | <ul style="list-style-type: none">① 総評定ポイントは800点以上有すること。② 土木一式工事の許可種別は特定建設業許可を得ていること。③ 土木一式工事の技術職員は6名以上雇用していること。④ 土木一式工事の1級技術職員を2名以上雇用していること。⑤ 本店（主たる営業所、以下同じ。）が生駒市内に有すること。⑥ 会社組織は株式会社であること。⑦ 直前の生駒市の市内土木工事業者としての格付が第2等級以上であること。⑧ 前年度の奈良県における県内土木工事業者としての格付が第3等級以上であること。 |
| B | 級 | <ul style="list-style-type: none">① 総評定ポイントは700点以上有すること。③ 土木一式工事の技術職員は3名以上雇用していること。④ 土木一式工事の1級技術職員を1名以上雇用していること。⑤ 本店が生駒市内に有すること。⑦ 直前の生駒市の市内土木工事業者としての格付が第3等級以上であること。 |
| C | 級 | <ul style="list-style-type: none">① 総評定ポイントは600点以上有すること。③ 土木一式工事の技術職員は2名以上雇用していること。④ 土木一式工事の2級以上の技術職員を1名以上雇用していること。⑦ 直前の生駒市の市内土木工事業者としての格付が第4等級以上であること。 |
| D | 級 | <ul style="list-style-type: none">③ 土木一式工事の技術職員は1名以上雇用していること。⑦ 直前の生駒市の市内土木工事業者としての格付が第4等級以上あるいは準格付業者であること。 |

準格付業者 i～iiiのいずれかの条件を満たし、「新規格付業者」として資格審査委員会の議を経た者（※直前2年間に指名停止や著しい施工不良等の不祥事案があった業者を除く）

- i. 生駒市内に本店を有する業者で、当該格付実施時において、本市への指名願を1年間以上継続して提出しているもの
 - ii. 生駒市内に支店（従たる営業所）のみを有する業者で、当該格付実施時の直前過去7年間以上継続して本市に指名願いを提出しているもの
 - iii. 資格審査委員会が実績等を鑑み特に認めたもの
3. 等級が2等級以上昇級するものは1等級の昇級に留めるものとし、2等級以上降級するものは1等級の降級に留めるものとする。
 4. 格付けの時点から、直前2年間に指名停止や著しい施工不良等の不祥事案があった場合は上記の各級の格付け基準を満たしていても、当該等級から1等級下位に降級するものとする。（D級業者が該当した場合は、準格付業者に降格するものとする。）
 5. 上記1～4の基準によって判定された各等級間の業者数に著しい隔たりが生じ、本市の土木工事発注に支障をきたすと資格審査委員会が判断した場合は、各等級の判定基準に掲げる①の総評定点数による相対評価により下位等級または上位等級に格付を行う場合がある。
 6. 小口径推進工の格付については、資格審査委員会の議を得て別に定める。
 7. 格付実施時の入札制度を取り巻く状況を勘案し必要と認める場合、または、前年度の格付と比較して整合性が図れないと認める場合は、資格審査委員会の議を経て客観的事項を新たに要素として加え、これを公表の上、格付を行う。

【平成18年度市内土木工事業者入札参加格付基準表】

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
判定基準	総評定点数 ※経審点数 +協定点数	許可種別	技術者職員数	技術者種別	本店所在地	会社組織	直近の市格付	前年の県格付	不祥事案
A級	800点以上	特定	6名以上	1級技術職員 2名以上	市内	株式会社	B級以上	C級以上	不祥事案があれば －1級
B級	700点以上	—	3名以上	1級技術職員 1名以上	市内	—	C級以上	—	
C級	600点以上	—	2名以上	2級技術職員 1名以上	—	—	D級以上	—	
D級	—	—	1名以上	—	—	—	準格付以上	—	
準格付	—	—	—	—	—	—	新準格付業者	—	不祥事案がないこと

〔(12) 関係別表2〕

建設工事の種類	発注金額等詳細	指名する者の 商号名称	建設工事の種類	発注金額等詳細	指名する者の 商号名称		
土木一式工事 A級	1億5000万円未満	(株)吉川組	土木一式工事 C級	1500万円未満 1500万円未満の 小口径推進工事 も 含 む	上野建材(株)		
	1億5000万円未満3000万円 以上の小口径推進工事も含 む。ただし、1億5000万円以 上の小口径推進工事につい ては、上位等級も含め指名 対象とする	(株)西本組 (株)井上善土建 (株)橋本組 (株)マルジュウ 高山建設(株) (株)中野			(株)太平建設 (株)長谷川組 上野組 (株)平成建設 松井建設 生駒土木 田中石材土木 (株)四季園 友喜建設(株) (株)林 大平建設(株) 宿賀建設(株) 池谷土木(株)		
土木一式工事 B級	3000万円未満の 小口径推進工事 も 含 む	京和建設(株)			土木一式工事 D級	700万円未満 700万円未満の 小口径推進工事 も 含 む	芝本建設 池谷建設 福徳興業 豊岡庭松園 (株)生駒住建 山下建材土木 船越組 (株)塩野目工業 (株)エムケイジェイ 大和建設 みのや建設(株) (株)ナカザワ (株)ヒロ建設
		(株)中本組					
		(株)安田工務店					
		(株)足立組					
		上武建設					
		幸・吉川組					
		大北組					
		中尾工務店					
		上野商店					
		影林建設(株)					
ただし、上表の指名する者においては、対応する当該発注対象 金額を下回る工事についても指名できるものとする。							
平成18年6月8日 資格審査委員会決定 平成18年6月9日 施行							

ただし、上表の指名する者においては、対応する当該発注対象金額を下回る工事についても指名できるものとする。

平成18年6月8日 資格審査委員会決定
平成18年6月9日 施行

生駒市最低制限価格制度要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市及び生駒市水道局が発注する建設工事を競争入札に付す際に設定する最低制限価格について、その取り扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 最低制限価格を設定する競争入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係るもの
- (2) 建設工事の要素を有する委託契約に係るもの

(最低制限価格の算出)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の金額は切り上げる。）に100分の105を乗じて得た額とする。但し、当該合計額が予定価格の100分の85を超える場合は予定価格に100分の85を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額
- (2) 共通仮設費の額
- (3) 現場管理費の相当額に5分の1を乗じて得た額

2 最低制限価格は、実施設計書の作成者が算出し、当該作成者が属する所属の長の決裁を経るものとする。

3 前項の決裁を経た最低制限価格は、工事検査担当課が審査し確定するものとする。

(最低制限価格設定の告知)

第4条 最低制限価格を設定する旨を告知する時期は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 告示の時期
- (2) 指名競争入札 現場説明会を開催する時期（設計図書を閲覧に供した場合は、閲覧の時期）

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格を公表する時期は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 告示の時期
- (2) 指名競争入札 現場説明会を開催する時期（設計図書を閲覧に供した場合は、閲覧の時期）

(その他)

第6条 最低制限価格は、予定価格書に記載するものとする。

2 最低制限価格を設定した場合における落札者の決定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定によるものとする。

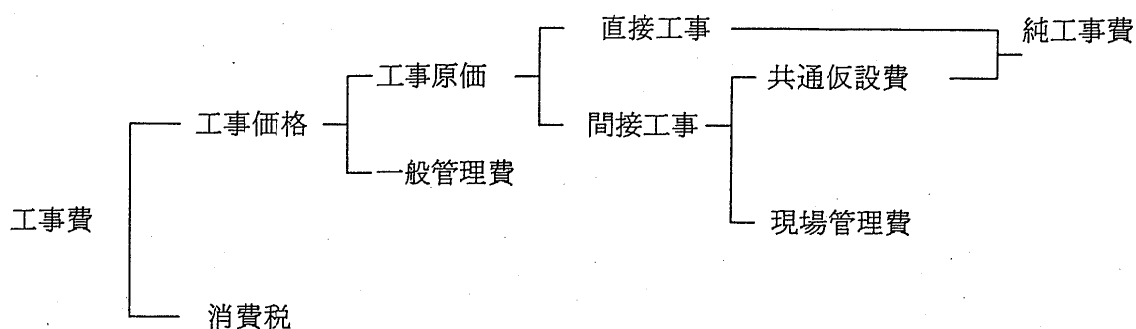
3 最低制限価格は、随意契約を行う場合においては設定しないものとする。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

最低制限価格の算出について

工事費の構成(国土交通省土木工事標準掛、工事費積算要領)



【最低制限価格の算出方法】

低入札価格調査基準（中央公共工事契約制度運用連絡協議会「中央公契連モデル、」の算出方法を採用しています。

$$\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + (\text{現場管理費} \times 1/5) = X \text{円}$$

$$X \times 105/100 \div \text{工事費} = \alpha \text{ と定義し}$$

- ① α が $\alpha < 2/3$ (0,667) の場合

$$\text{最低制限価格} = (\text{工事費} \div 105/100 \times 0,667) \times 105/100$$

- ② α が $2/3$ (0,667) $\leq \alpha \leq 85/100$ (0,85) の場合

$$\text{最低制限価格} = X \times 105/100$$

- ③ α が $85/100$ (0,85) $< \alpha$ の場合

$$\text{最低制限価格} = (\text{工事費} \div 105/100 \times 0,85) \times 105/100$$

生駒市建設工事等入札参加者選定要綱

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12第1項の規定に基づき、生駒市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務並びに建設工事の入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)を厳正かつ公正に選定することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、入札参加者の選定に厳正かつ公正を期するため、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項を委員会に諮るものとする。

- (1) 入札参加者の選定に関すること。
- (2) その他建設工事の執行につき必要と認める事項に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、助役をもって充てる。
- 3 副委員長は、建設工事に関する入札事務を掌理している市長事務部局の部長をもって充てる。
- 4 委員は、前項に規定する部長を除き、市長事務部局の公室長及び部長、教育委員会事務局の部長、水道局長並びに消防部長で、別に定める者をもって充てる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会を招集すること。
 - (2) 委員会の会務を総理すること。
 - (3) 委員会を代表すること。
 - (4) 委員会の選定及び協議の結果を市長に報告すること。
- 2 前項第4号の規定は、委員会の閉会後速やかに行わなければならない。

(副委員長の職務)

第6条 副委員長は、委員長を補佐する。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(委員の職務)

第7条 委員は、議事に従い会務に従事する。

(会議の成立)

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員その他の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(持回り委員会)

第11条 第8条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、文書を用いて関係委員に議事を回議すること(以下「持回り委員会」という。)によって議事を決するものとする。

(1) 委員長が会議を開くいとまがないと認めたとき。

(2) あらかじめ生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会が持回り委員会によって入札参加者の選定を行うことを定めているとき。

(持回り委員会の議事)

第11条の2 持回り委員会の回議に用いる文書は、生駒市文書取扱規程の定めるところによる。

2 持回り委員会の議事に対する関係委員の意思表示は、回議に用いる文書への押印をもって表すものとする。

3 持回り委員会の議事の決定は、第9条を準用するものとする。

(選定対象)

第12条 入札参加者の選定は、生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱(以下「資格審査要綱」という。)第16条の規定により定める発注標準において発注対象金額に応じて該当する等級に格付けされている者を対象とする。

(選定方法)

第13条 入札参加者を選定するときは、次に掲げる事項を勘案するものとする。

(1) 業務及び工事の種類

(2) 業務及び工事の技術的要素

(3) 業務及び工事の地理的条件

(4) 手持ちの業務及び工事の状況

(5) 生駒市内で建設工事等を営む者の育成

(6) その他特別な理由

(選定の除外)

第14条 次の各号の一に該当する者については、選定しないものとする。

- (1) 指名停止の措置を受けている者
- (2) 資格に関する処分を受けている者
- (3) 入札参加資格を失っている者
- (4) 監査又は検査の結果、重大な指摘を受けている者
- (5) 業務及び工事を円滑に履行しがたいと認められる者
- (6) 不祥事件に関係した疑いがある者
- (7) 選定することが不適当と認められる者

(選定業者)

第15条 入札参加者の選定業者数は、原則として別に定めるとおりとする。

2 第12条、第13条及び第14条の規定により選定した場合において、前項に定める選定業者数に満たないとき又は入札の競争性が確保できないと認められるときは、上位等級に属する者から選定することができる。

3 第13条及び第14条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(選定の取消)

第16条 前条各項の規定により入札参加者を選定した場合において、第14条各号の一に該当する者が生じたときは、その選定を取り消すことができる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、建設工事に関する入札事務を分掌している課において処理する。

(その他)

第18条 第4条第4項の規定にかかわらず、人事異動その他の理由により委員に欠員が生じ、かつ委員長が会務を総理するうえで特に必要と認めたときは、委員長は、欠員の期間中にかぎり生駒市職員のうちから委員を指定し補充するものとする。

2 この訓令に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(第4条関係) 委員

委 員 長	助 役
副 委 員 長	企画財政部長
委 員	市長公室長
委 員	建設部長
委 員	都市整備部長
委 員	当該業務又は 当該工事に関 する予算執行 を掌理する部 の長

(第4条関係) 委員

生駒市建設工事等 入札参加者選定委員会	
委員長	助 役
副委員長	企画財政部長
委 員	市長公室長
委 員	建設部長
委 員	都市整備部長
委 員	当該業務又は当該工事に関する 予算執行を掌理する部の長

(第15条第1項関係) 選定業者数

入札参加者の選定業者数		
発 注 金 額	選定業者数	
1 億 円 以 上		6 以 上
5000万円以上	1 億 円 未 満	5 以 上
500万円以上	5000万円未満	4 以 上
	500万円未満	3 以 上

第11条第2号 (持回り委員会)

持 回 り 委 員 会 に よ っ て 入 札 参 加 者 の 選 定 を 行 う も の	
建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する土木建築工事で別表の上欄に掲げる建設工事	
土木一式工事	生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)が、生駒市に事務所を置く土木一式工事業者に関し格付及び発注標準に応じて定めているものであって、発注対象金額が2億円未満のもの。
建築一式工事	資格審査委員会が、建築一式工事業者に関し格付及び発注標準に応じて定めているものであって、発注対象金額が3千万円未満のもの。
上記以外の工事	発注対象金額が5千万円未満のもの。
測量、試験、調査及び設計等の業務	
建設 コンサルタント業務	資格審査委員会が、建設コンサルタント業者に関し格付及び発注標準に応じて定めているものであって、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)より登録されている業者が選定の対象となるもの。
補償 コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)より登録されている業者が選定の対象となるもの。
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)により登録されている業者が選定の対象となるもの。
測 量 業 務	測量法(昭和24年法律第188号)により登録されている業者が選定の対象となるもの。
上記以外の業務	建築設計に係る業務を除く業務
建設工事用資材の購入に関するもの。	

変動型最低制限価格検討

現在の生駒市の最低制限価格の算出方法は中央公契連モデルと同じで以下の式（これを①式とする）から算出される。

中央公契連モデル

※ $2/3 \approx 66.7\%$

直接工事費＋共通仮設費＋（現場管理費× $1/5$ ）＝X円

X円 × $105/100 \div$ 設計金額 ＝ α とし、

$66.7\% \leq \alpha \leq 85.0\%$ の場合、最低制限価格＝X円

$\alpha < 66.7\%$ の場合、最低制限価格＝設計金額× 66.7% （このとき $\alpha = 66.7\%$ ）

$85.0\% < \alpha$ の場合、最低制限価格＝設計金額× 85.0% （このとき $\alpha = 85.0\%$ ）

また、最低制限価格は事前公表しているため、容易に最低制限価格と同額の応札が可能であり、くじ引きによる落札者の決定が頻繁に起こっている。そこで、最低制限価格を変動させる、いわゆる変動型最低制限価格について検討する。

長野県の最低制限価格（長野県では失格基準価格という）について
長野県では県独自の調査により、設計金額に対し 77.5% が採算ラインであるとし、そこから $\pm 2.5\%$ である 75% から 80% の範囲で変動する最低制限価格制度を採用している。具体的には次式で計算される。

失格基準価格＝ $\frac{(A+B+C) \times 0.95}{\text{算定対象入札者数}}$

算定対象入札者数

（1円未満切り捨て）

ただし、 $A = 78.9\%$ 相当額以下の応札者数× 78.9% 相当額

$B = 78.9\%$ 相当額を超え、 84.2% 相当額未満の応札者の入札額の合計

$C = 84.2\%$ 相当額以上の応札者数× 84.2% 相当額

算定対象入札者数＝ 75% 相当額以上で予定価格以下の応札者数とする。

※算定対象入札者が4者以下のときは、 75% 相当額を失格基準価格とする。

※ 78.9% および 84.2% は、それぞれ 75% および 80% を 0.95 で除した値。

生駒市における変動型最低制限価格制度（案）

現行の生駒市の最低制限価格は前述①式により計算される。この価格をもとに、最低制限価格を変動させることを検討する。長野県の算定式に準拠して変動させる幅を①式の $\alpha \pm 2.5\%$ とし、以下のように計算する。

変動型最低制限価格算定式

$$\text{最低制限価格} = \frac{(A + B + C) \times 0.95}{\text{算定対象入札者数}} \quad (\text{1円未満は切り捨て})$$

※ただし、算定対象入札者が4者以下のときは、 β_1 相当額を最低制限価格とする。

○文字の定義

$A = \beta_2$ 相当額以下の応札者数 $\times \beta_2$ 相当額

$B = \beta_2$ 相当額を超え、 γ_2 相当額未満の応札者の入札額の合計

$C = \gamma_2$ 相当額以上の応札者数 $\times \gamma_2$ 相当額

算定対象入札者数 $= \beta_1$ 相当額以上で予定価格以下の応札者数

$$\beta_1 = \alpha - 2.5\%$$

$$\beta_2 = (\alpha - 2.5\%) / 0.95$$

$$\gamma_1 = \alpha + 2.5\%$$

$$\gamma_2 = (\alpha + 2.5\%) / 0.95$$

○数値の意味

※ $\pm 2.5\%$ …最低制限価格変動幅

※ 0.95 …適正範囲内で最安価の入札者が失格とならないための補助数

※ β …最低制限価格の下限

※ γ …最低制限価格の上限